

景観法及び喜多方市景観条例に基づく届出事前指導要綱に係る実施要領

(目的)

第1条 この要領は、景観法及び喜多方市景観条例に基づく届出事前指導要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、要綱の実施について必要な事項を定めるものとする。

(景観影響調査)

第2条 要綱第3条第2項の規定による調査の請求は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 景観の現況に関する調査の方法

次の各号に定める調査等を行う。

ア 行為地周辺の景観を形成する自然要素、生活要素、歴史要素等の地域特性を調査する。

イ 地域の景観を特徴づけている要素を抽出し、景観を構造的に把握する。

ウ 地域の景観構造の把握を基に、行為による景観形成の目標を遠景、中景、近景、近接景等の視点から設定する。

(2) 協議に係る行為の完了後の景観に関する予測の方法

行為の完了後に予想される景観を視覚的に確認するため、行為の特性に応じて、次の各号に掲げる最も適した方法により景観シミュレーションを実施する。

ア 透視図（パース）

イ 模型

ウ フォトモンタージュ

エ コンピュータ・グラフィックス

(3) 協議に係る行為の完了後の景観に関する評価の方法

(1)及び(2)による景観の現況調査と行為完了後の景観の予測の結果に基づき、行為が地域の景観形成に及ぼす影響を次により合理的、総合的に評価する。

ア 景観シミュレーションによる行為の完了後の景観が景観形成の目標に合致しているのか確認する。

イ 景観シミュレーションによる行為の完了後の景観が周辺の地域の景観と調和しているのか、景観計画区域における各景観形成基準に基づき確認する。

(提出部数)

第3条 要綱第5条に規定する景観計画区域内における行為の事前協議書及び添付図書の提出部数は、正本1部とする。

(指導、助言等)

第4条 要綱第6条に規定する指導、助言等は次の各号に掲げる場合に行う。

(1) 指導 当該指導内容に従わず、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）

第16条第1項又は第2項に基づく行為の届出を行う場合、法第16条第3項の規定による勧告の対象となる行為

(2) 助言 法第16条第1項又は第2項に基づく行為の届出を行った場合、法第18条第2項の規定による行為の着手制限を解除するが、更に配慮することで、より良好な景観が形成される行為

(3) 協議済み 法第16条第1項又は第2項に基づく行為の届出を行う場合、法第18条第2項の規定による行為の着手制限を解除する行為

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。